

令和7年度第2回函館市教育振興審議会 会議録

日 時	令和7年8月6日（水） 18：30～19：45
場 所	函館市役所 8階第1会議室
出 席 （委員）	永澤委員（会長），小田委員，齊藤委員，秋山委員，向委員， 佐藤委員，丹内委員，竹内委員，木村委員，豊田委員（10名）
（事務局）	堤学校教育部長，上野学校教育部次長，中田教育政策課長， 田口主査，門脇主任（5名）
傍聴者	なし

1 開会

（会長）

ただいまから，令和7年度第2回函館市教育振興審議会を開催する。

本日の会議は，函館市情報公開条例第21条の規定に基づき原則公開となる。本日の議事等は，非公開となる内容がないと考えられるため，すべての会議が公開となる。

会議終了後には，発言の要旨を取りまとめた会議録を作成し，公表することとなるので，ご承知おき願いたい。会議録は，後日，出席された委員の方全員に確認していただく予定である。

本日の出欠の状況だが，審議会委員15人中10人の委員の出席となっており，函館市教育振興審議会条例第6条第3項の規定により，半数以上の方に出席いただいていることから，会議が成立していることをお知らせする。

（事務局）

はじめに，新たに就任された委員を紹介する。

秋山委員。

委員の任期については，令和7年8月31日までとなる。

（会長）

函館市教育振興審議会条例第8条第2項に基づき，専門部会に属すべき委員は，会長が指名することとなっていることから，秋山委員の就任後，点検評価部会委員に指名し，すでに諮問事項である「令和7年度教育委員会の事務の点検および評価報告書（案）について」に対する審議にご参加していただいていたことを，委員の皆様へ報告する。

2 報告

（会長）

それでは，次第の2「報告」に入る。

（1）学校再編留保対象校に係る児童生徒数推計の情報提供について，事務局から説明をお願いする。

<資料2「学校再編留保対象校に係る児童生徒数推計の情報提供について」に基づき説明>

(会長)

ただいま事務局から資料2に基づき説明があったが、質問などがあればお願いします。

(木村委員)

クラス数が4クラスとなっている小学校があるが、複式学級となっているのか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

その他、質問等はあるか。

(委員)

—特になし—

3 議事

(会長)

それでは、次第の3「議事」に入る。

(1) 副会長の選出について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

副会長の選出について、説明する。

副会長は、函館市教育振興審議会条例第5条第4項に、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理するとある。このたび、副会長であった委員が解嘱となったため、委員の任期が満了する8月末までの短い期間ではあるが、新たに副会長の選出をするものである。

なお、副会長の選出については、同条例第5条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。

(会長)

副会長の選出について、何か意見はあるか。

(齊藤委員)

これまで、どのような方が副会長になっていたのか。また、事務局から案があれば、説明をお願いしたい。

(事務局)

副会長については、本教育振興審議会、また、前身の学校教育審議会において、函館市PTA連合会の会長に就任いただいていることから、事務局案としては、函館市PTA連合会の会長である秋山委員が適任であると考えている。

(会長)

ただいま、副会長に秋山委員をとという案が示されたが、皆様いかがか。

(委員)

－異議なし－

(会長)

副会長は、秋山委員にお願いします。

続いて、議事の(2)に移る。

第1回審議会において諮問のあった「令和7年度教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)について」に対する答申(案)の審議となる。

はじめに、審議を行った点検評価部会から、答申(案)の作成に至るまでの審議経過について説明をお願いします。

(小田委員)

本日、花田部会長が欠席のため、函館市教育振興審議会条例第8条第5項の規定により、点検評価部会長の職務代理者である私の方から、諮問事項に係る審議経過について説明する。

資料3をご覧ください。

点検評価部会においては、資料3の項目3から8に記載のとおり、3回の部会を開催し、答申(案)を作成している。

5月28日に開催した第1回点検評価部会では、諮問内容や審議の方法、スケジュールなどについて確認した。

その後、各委員が報告書(案)についての意見を提出し、事務局が答申(事務局案)として取りまとめを行った。

7月10日に開催した第2回点検評価部会では、答申(事務局案)について、各委員が提出した意見と照らし合わせながら、一つひとつ審議した。

第2回点検評価部会終了後、答申(原案)を作成し、第3回点検評価部会において、書面による審議を行い、7月22日に点検評価部会委員の承認を得たことから、項目の9となるが、本日の審議会へ答申(案)を提出したところである。

なお、答申(案)は、2部構成になっており、1ページ目を答申文として、点検・評価の目的、目的に対する報告書の妥当性や点検・評価の方法等についての意見、事業内容に関する総論を述べ、2ページ目以降を教育委員会の取組に対する意見として、合わせて答申としている。

(会長)

ただいま、資料3に基づき、点検評価部会から審議経過についての説明があったが、質問等はあるか。

(委員)

－特になし－

(会長)

次に、答申(案)の審議に移る。

答申(案)は2部構成になっており、まず、資料4の2ページ目以降の「教育委員会の取組に対する意見」について審議を進める。

資料は事前に委員へ送付させていただいているが、このまま進めてもよろしいか。

(委員)

－異議なし－

(会長)

それでは、教育委員会の取組に対する意見について、ご意見・ご質問などがあればお願いします。

(委員)

－特になし－

(会長)

私から、「I 教育委員会の活動状況に関する点検・評価について」は、点検評価報告書の10ページに記載の「◎今後の取組の方向」に対する意見で、「教育委員による所管施設への訪問などによる現状や課題の把握などを行うこと」とは、「◎今後の取組の方向」の3段落目に係る内容についてであり、要約して記載しているということによろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

次に、「基本目標1 変化する社会を生きる力の育成」について、何か意見等はあるか。

(委員)

－特になし－

(会長)

最後に全体を通しての意見を確認するので、何かお気づきの点があったら、お話しいただきたい。

次に、「基本目標2 地域とともにある学校づくりの推進」についての審議に移る。

何か意見等はあるか。

(委員)

－特になし－

(会長)

先程の報告事項において、学校再編に係る報告もあったが、「施策3 学校間の連携・接続」の2つ目に再編に係る記載があるが、何か意見等はあるか。

(丹内委員)

通学距離に関して、特に旧4町村について、地域内で学校が1つに統合され、通学距離がかなり遠いと思われるが、送迎はあるのか。また、送迎は保護者等が行っているのか。

(会長)

学校再編に関しては、諮問資料の点検評価報告書(案)の92ページに記載があり、目的、取組実績、課題評価が記載されている。

ご指摘の内容について、どれくらいの距離までが徒歩通学圏内なのか。また、路線バスの利用、送迎バスの運行等、通学手段の確認という内容でよろしいか。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、通学距離に関わって、当市では、国の基準に基づき、小学生は概ね4キロ、中学生は概ね6キロ以内を徒歩圏内としている。戸井、恵山、南茅部地域では、学校再編に伴い、その距離を超える場合にスクールバスを運行している。

路線バスの利用については、教育委員会での定めはなく、各学校での判断となる。

また、旧4町村については、路線バスを利用している学校があるほか、中学生であれば自転車での登下校も認められているところである。

(丹内委員)

旧4町村は、特に通学が大変なようで、高校進学時には、旧市内に引っ越しをするケースもあると聞く。

今後、学校再編を進める際は、児童生徒の通学方法について市民に明確に見えるよう取り組んでいただきたい。

(会長)

施策3の2つ目の学校再編に関する内容は、とても重要である。記載内容が適当であるか判断するためには、学校再編に関する確認や意見は必要ではあるが、あくまで審議内容は、「令和7年度教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)について」に対する答申(案)についてであるので、審議の範疇を超えないようご留意いただきたい。

ほかに、意見等はあるか。

(向委員)

私も同様に、学校再編を進める際は、通学が大きな課題であると考えているので、重点的に取り組んでいただきたいと申し上げる。この内容であると、重要な施策であることが伝わらないと感じる。

また、学校再編とはいうものの、学校の統廃合ありきで取組が行われていると感じるので、学校規模を見据えた再編の検討を要望したい。

(会長)

学校再編に関する内容については、様々な意見があり、点検評価部会において審議したうえでこのようにまとめたと考えるが、皆様いかがか。

(小田委員)

学校再編については、昨年度、第2グループ小学校の再編留保が決まり、現在においては具体的な動きがある訳ではない。今後の動きの可能性も含めて、このような内容に整理させていただいた。

(会長)

今後、学校再編の動きが出た際には、具体の審議は学校再編部会で行うこととなる。

今回の答申(案)の意見について、皆様いかがか。

(向委員)

私としては、もう一步踏み込んだ内容に修正してはどうかと考える。

(丹内委員)

市民に対して、学校再編後の児童生徒の通学方法が見えてこない。市として周知は行っているのだろうが、私は、旧4町村でスクールバスによる送迎があることを初めて知った。

(向委員)

市から明確に周知しないと、市民には伝わらない。

この意見の内容では不十分であり、より明確な内容に修正していただきたい。

(会長)

様々な意見をいただいた。この文言の修正については、今後の動き等の様々な可能性も含めて、会長である私に一任していただくことでよろしいか。

(委員)

－異議なし－

(会長)

続いて、「基本目標3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成」, 「基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進」, 「基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興」, 「基本目標6 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興」に移る。

これらの内容について、皆様、意見等はあるか。

(委員)

－特になし－

(会長)

基本目標3以降の意見について、語尾が～につながっている、～している、～いただきたい、とあるのは、事業の進捗や成果が概ね達成され、大きな改善の必要性がないという理由によるものか。

(小田委員)

学校教育に係る内容ではなく、生涯学習や社会教育の内容となっているため、このような表現が適切ではないかと考えた。

(会長)

その他、意見等はあるか。

(委員)

－特になし－

(会長)

その他、全体を通して何か意見等あるか。

(木村委員)

「基本目標1 変化する社会を生きる力の育成」の「施策5 多様なニーズに対応した取組の充実」の1つ目、「特別支援教育の充実に向けて、幼・小・中学校教

員に対する実践的な研修の実施」と記載されているが、教育委員会が実施するため、保育園の教職員が含まれないということか。

(会長)

諮問資料の点検評価報告書(案)の58ページから61ページまでに記載されている特別支援教育の事業内容の確認を行う。この部分の内容が保育園も含めた内容であれば、答申文(案)も保育園を含めるよう、修正すべきと考える。

(木村委員)

施策4の幼児教育の充実においては、「幼保小の連携・接続の重要性」について理解を深める内容であるにも関わらず、施策5の特別支援教育の充実においては、「幼・小・中学校教員」と記載され、保育園が含まれていない。何か理由があるのか。

(会長)

点検評価報告書(案)の61ページの「教育相談および就学指導の充実」の成果として、「幼児教育施設から小学校への接続などにおける一貫性のある支援」という表現がある。幼児教育施設は何を指すかも含め、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

まず、最初に指摘のあった「基本目標1 変化する社会を生きる力の育成」の「施策5 多様なニーズに対応した取組の充実」の1つ目、「特別支援教育の充実に向けて、幼・小・中学校教員に対する実践的な研修の実施」について、教員の研修として整理していたため、幼・小・中学校教員と記載していた。

今年度、7月29日に幼保小の連携協議会があり、こちら研修の一環であり、保育園の先生方にも参加していただいた。幼保小の連携については、特別支援教育も含めて取り組んでところである。保育園も含めて問題ないと考える。

(会長)

文言を修正するという事によろしいか。

(事務局)

保育園も含める文言に修正する。

(会長)

最終的な修正内容については、事務局と協議する。私に一任していただくことによろしいか。

(委員)

ー異議なしー

(木村委員)

もう一つ、「施策4 幼児教育の充実」の「幼保小の連携・接続について理解を深め」とは、幼児教育を小学校の教員が理解を深めるということなのか、幼児教育と小学校教育の充実を図るということ、どちらの意味か。

(事務局)

現在、幼保から小学校へ接続する際に、子どもたちが教育の場にスムーズに移行することが課題となっていることから、プログラムが大事とされており、幼保小の連携・接続が重要と考えている。

(木村委員)

文部科学省が進めている「幼保小の架け橋プログラム」を充実していく、ということか。

(事務局)

担当課からは、「幼保小の架け橋プログラム」を充実していく方向性で進めていくと確認している。

(木村委員)

こども庁では、子どもの誕生前から小学校1年生までの約100か月間を生涯のウェルビーイング（幸せ）の基盤を築くうえで、特に重要な時期と位置付けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちのビジョン）」を策定している。

文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」は、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の架け橋期に、幼児教育施設と小学校の教員等が相互理解を図る内容である。

子ども基本法においても、教育においても、子どもを真ん中に、子どもの立場に立って進めていかなければならない。

全国的にも少子化が進み、幼稚園も保育園も少なくなり、幼児教育が今後、どれくらい継続して取り組んでいけるかわからないし、小中学校も統廃合が進んでいる状況にある。

幼保小の連携・接続は、重要という位置付けではなく、根幹をなす取組が不可欠な施策であり、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを充実させればよいだけではない。カリキュラムはあくまで手法であり、小学校低学年の教職員と幼保、特に年長児の教職員が相互に連携を図ることが重要である。

現在、発達に不安や遅れのある児童が多くなっており、特別支援教育においても幼保小の連携が重要である。今後、小学校ではそのような児童の対応に追われ、幼児教育施設との連携どころではない時期がくるのではないかと危惧している。

また、小学校の取組や幼児教育全体の取組について、十分ではないと感じる。

(会長)

「施策5 多様なニーズに対応した取組の充実」の1つ目の内容について、修正が必要であると考えます。

「施策4 幼児教育の充実」の内容について、修正はないが当審議会において、教育委員会に対し、重要な施策で十分に重要視して取り組んでいただきたい、ということよろしいか。

(委員)

－異議なし－

(会長)

その他、全体を通して意見等はあるか。

(秋山委員)

「施策3 健やかな体を育む教育の推進」の3つ目の内容の朝食欠食状況について、具体的な記載の内容を教えてください。

(会長)

点検評価報告書(案)の42ページの「健康教育の推進」の中ほどの過去5年間の推移表をご覧ください。当市の朝食欠食状況が全国平均と比較して高いことを示しており、その状況を保護者に伝えて朝食摂取について、理解を図る必要がある。

(秋山委員)

朝食欠食状況が高いが、評価が○となっている。保護者に対する働きかけはどのように行っているのか。

過去5年間の推移表の数字だけであると、何を訴えたいか、わかりづらいと感じる。

(会長)

保護者に対して、朝食欠食状況についての理解を図る、と答申(案)で示すためには、現在どのような取組を実施しているのか確認が必要である。

点検評価報告書(案)の42ページの「健康教育の推進」の成果には、「調査結果を基に、各学校に対して継続して指導・助言を行い」とあるが、各学校での取組や保護者に対して、朝食欠食による影響など、どのように働きかけているか、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

教育委員会では、各学校に対して、学校教育指導監や指導主事が学校訪問を行う際に、資料等を活用しながら指導・助言等をしている。各学校においては、家庭科の授業や栄養教諭による食育指導、保護者に対して給食だより等を通じて、働きかけを行っている。

(小田委員)

学校の取組として、毎年、保護者向けとして、給食だよりを発行して食育の重要性を発信しているほか、養護教諭が作成した保健だよりを定期的に発行し、保護者に対して、朝食欠食状況や朝食欠食による悪影響について周知してきた。

基本的な生活習慣である早寝・早起き・朝ごはん運動については、20年程前から全国協議会が中心となって取り組んでいるが、成果が上がっていないと感じる。

その要因については、児童生徒に朝食をとるように指導しても、朝食を用意するのは保護者であるため、保護者の意識が変わらないと朝食欠食率は改善されない。

これまで、様々な取組を行ってきたものの、家庭的な事情や経済的な事情等の背景も含め、すべての保護者の意識を改善させることは難しい。

教育委員会や学校における発信だけでは、取組の限界があると感じている。

(会長)

内容について再度確認だが、朝食欠食状況については改善が必要な内容、和食給食については一層推進したいという内容で、方向性が異なる内容が併記されており、わかりずらく感じる。

文言について、秋山委員からご意見をいただいたとおり、「保護者に対して、朝食欠食による影響や和食給食の良さについての理解を図り、食育推進への協力・連携を一層進める必要がある。」に修正してよろしいか。

(委員)

－異議なし－

(会長)

その他、全体を通して、何か意見等はあるか。

(木村委員)

余談になるが、昨今、東京や神奈川、大阪、福岡あたりの幼児教育施設への要望として、子どもに朝食を食べさせてほしい、という内容が増えてきている。今後、その傾向は全国に広がっていくと思われる。

各市で給食が無償化されてきたことにより、その分を朝食代に回しても良い、と考えている保護者も多くなったと推測される。そのような動きに対して、今後、当市で取り組んでいく際に、学校のほか、PTA連合会をはじめ、保護者側からも働きかけていく必要がある。

小田委員同様、学校だけの取組では限界がきていると感じている。

(会長)

その他、何か意見等はあるか。

(委員)

－特になし－

(会長)

それでは、答申（案）の修正内容について、確認する。

修正箇所の1つ目として、「施策3 健やかな体を育む教育の推進」の3つ目を、「朝食欠食による影響や和食給食の良さについて」に修正する。

次に、「施策5 多様なニーズに対応した取組の充実」の1つ目の内容について、保育施設を含めた意味合いになるよう修正する。文言については、事務局と協議するので、私に一任していただくようお願いしたい。

最後に、基本目標2の「施策3 学校間の連携・接続」の2つ目について、どのような修正内容が良いか、ご意見をいただきたい。

(向委員)

修正内容については、会長に一任したいと考える。

(会長)

答申（案）としては、一步踏み込むような形で修正させていただく。

その他、何か意見はあるか。

(委員)

－特になし－

(会長)

最後に一点、確認させていただきたいが、「施策2 豊かな心を育む教育の推進」の中に、SNS、児童生徒の情報モラルに係る記載があるが、この内容は、「施策2 豊かな心を育む教育の推進」の項目でよろしいか。

(事務局)

施策2で間違いない。

(会長)

続いて、1ページ目の答申文の審議を行う。

これまで、資料4の答申文の5段落目にあたる各事業について、意見をいただいていたが、我々の思いとしては、「各事業の内容について、より一層市民への周知に努める必要がある。」、という一文にあると思う。この内容で答申文としたいと思うが、何か意見等はあるか。

(委員)

－意見なし－

(会長)

それでは、「答申文」の総論については承認、「教育委員会の取組に対する意見」の修正については、私に一任していただくということでよろしいか。

(委員)

－異議なし－

(会長)

これで本日の「議事」を終了する。

4 その他

(会長)

それでは、次第4「その他」に移る。

委員から何か意見等はあるか。

(向委員)

私の方から、しばらく学校再編部会の開催がないが、今後も少子化が進むことは明らかであり、現在、具体的な動きはなくても、先を見越して学校や児童数の状況確認など、話す機会を設けた方がよいのではないか。

(会長)

現状、学校再編部会の部会委員は、全体会のみ出席している状況にある。

(向委員)

今後、学校再編の動きがあった場合に備えて、普段から定期的に市内の小中学校の状況の把握や情報共有をしておくべきではないかと考える。

例えば、通学距離が遠くなることや学校数を減らすだけではなく、弾力的な校区の設定なども含めた学校再編に向けて、現在、学校再編の具体的な動きが無いから、学校再編部会を開催しないというのはどうなのかと思う。

(会長)

学校再編留保対象校に係る児童生徒数の推計も含め、教育振興審議会の学校再編部会において、議事ではない内容について、審議や意見を出すことはできないのか。

この資料2についての報告も含め、学校再編部会の委員の皆様については、部会の開催がないため、学校再編に関する内容は教育振興審議会の全体会の場で、話をするしかない気持ちも理解できる。部会委員の皆さんは、より良くしたいという思いで意見を出されているので、そのような話し合いの場を設けることができるのか、事務局いかがか。

(事務局)

教育振興審議会における調査審議する事項は、函館市教育振興審議会条例に基づき定めており、学校再編に関する内容としては、学校その他の教育機関の設置および廃止に関することと、通学区域の設定および変更に関することとなっている。

事務局としては、いただいたご意見を受け、今後の対応を検討させていただきたい。

(向委員)

前向きに検討をお願いしたい。

(会長)

それでは他に何か意見等はあるか。

(委員)

－特になし－

(会長)

最後に、事務局から何かあるか。

(事務局)

本日の審議の中で決定いただいた「答申」については、資料3の項目10のとおり、8月25日に、永澤会長および花田部会長から教育長へ手渡していただく予定となっている。

その後、項目の11のとおり、9月下旬の教育委員会定例会において、報告書(案)の審議が行われ、議決となる。

なお、委員の皆様が8月末で満了となり、本日欠席されているが、花田部会長と原田委員が今期をもって退任となる。

花田部会長におかれては、教育振興審議会の前身である学校教育審議会当時から審議会委員を長く務めていただくとともに、令和2年度より、点検評価部会の部会長を務めていただいた。

原田委員におかれては、令和3年9月から公募委員として就任いただき、点検評価部会委員として務めていただいた。

お二人をはじめ、委員の皆様には、本市の教育振興のため、大変お力添えをいただき、事務局から感謝を申し上げます。

なお、現委員の皆様におかれては、本日の審議会をもって任期内に開催予定の審議会が終了となる。

次回の審議会につきましては、9月下旬に予定している。

議題は新会長等の選出となり、短時間の会議となるが出席いただきたい。

5 閉会

(会長)

本日は、委員の皆様の協力により、滞りなく終了することができた。

以上をもって、令和7年度第2回函館市教育振興審議会を終了する。